

第71号  
令和8年2月

# (防犯・防災通信) 緑の風

西町町会 防犯・防災部長



## ●ご自身、ご家族で自転車に乗る方は・・・

令和8年4月1日(水)から、自転車にも交通反則通告制度(交通違反をした場合の手続きを簡略化した仕組み;青切符)が適用されます。

\* 16歳以上の者が行った自転車の反則行為に対して処理が行われる。

青切符(交通反則通告書)は、一定期間内に反則金を納めると、刑事事件や家庭裁判所の審判を受けずに事件が処理されます。

\*これまで赤切符・・・違反者の特定を行い違反現場で手続き→事実関係検査→実況見分調書作成→供述調書作成→出頭・取り調べ→裁判→罰金の納付等(前科が付く)

☆令和8年4月1日以降・・・違反者に反則行為となる事実等が記載された青切符と納付書が交付される。→7日以内に銀行等に納付書を持参して反則金を仮納付(出頭、裁判なし、前科もつかない)

仮納付をしなかった場合、指定の期日に交通反則通告センターに出頭→通告書と納付書の交付を受け10日以内に記載の金額を納付。納付すれば手続き終了、納付しなければ刑事手続きへ移行となります。

●警察では、自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を行います。その違反が事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは検挙を行います。



◎重大な違反や事故を起こしたとき→**刑事手続き**

検挙・・(例)酒酔い運転・酒気帯び運転。違反により実際に交通事故を発生させる。

◎16歳以上の者による反則行為→**青切符**

(例)スマートフォンを持って画面を注視したり、通話をする。信号無視で交差点進入し他の車に急ブレーキをかけさせる。

以下次号へ

(令和7年9月 警察庁交通局作成;自転車を安全・安心に利用するために【自転車ルールブック】より)

## ◇ 【防 災】

◎ [平常時] 町会で定めた防災計画に沿って、防災活動を推進しましょう。

- ・重要 西町自主防災会ファイル（全戸配布済）を参照してください。
- ・災害時要支援者について、個人情報・プライバシーを尊重し、本人及び家族の同意を得たうえで、可能な限り個別避難計画の作成と検証を行ってください。不明な点は、町長、民生委員、防犯防災部長にお尋ねください。

◎ [災害発生時] 組長さんを中心に、一時集合場所で安否確認を行います。

- ・結果を町長に報告してください。・・・集合人数、安否情報、災害情報（人的・建物被害、火災、道路、上下水道、電気、ガス、その他情報）
- ・町会の災害時体制と各自の役割については、上記「重要 西町自主防災会ファイル」をご確認ください。



◎大規模火災や、人為的災害の場合

- ・松本市や消防本部、警察等の公的機関から避難指示があった場合、緊急時は速やかにその指示に従うこととし、事象が落ち着いた段階で町長等に報告してください。

→町長は関係機関に報告します。

◎社会的影響が大きい感染症（コロナ感染症やインフルエンザ、想定される強毒性鳥インフルエンザ）等は保健所や病院などの公的機関の指示により個々での対応とします。なお、支援や援助が必要な場合は町長に相談できます。町長又は委任された当該事案に関する町会員は、西町町会個人情報取扱規定に沿って対応しなければなりません。

◎要支援者への支援活動

現在、城北地区公民館避難所運営準備会で検討中です。町会では現在、隣組での共助依頼程度で、統一した活動計画は作成していません。今後の課題と考えています。ご意見をお寄せください。皆様とともに考えたいと思います。

- ・要支援者の皆様は松本市の「私の避難計画（松本市個別避難計画）」を作成し市へ提出してください。

◆ かけがえのないご自身やご家族の命を守るために、災害に対する備えをしましょう！

◎防犯防災通信「緑の風」（カラー版）は、パソコン、スマホで読むことも可能です。

松本市のホームページから➡地域の掲示板→城北地区→各町会から→西町町会へ